ロ　包括的単価個別合意方式（工事数量総括表の細別の単価に請負代金比率を乗じて得た各金額について合意する方式）があり、受注者が選択するものとする。ただし、受注者が単価個別合意方式を選択した場合において、①の協議の開始の日から14日以内に協議が整わないときは、包括的単価個別合意方式を適用するものとする。

③　受注者は、「包括的単価個別合意方式」を選択したときは、契約締結後14日以内に、契約担当課が契約締結後に送付する「包括的単価個別合意方式希望書」に、必要事項を記載の上、当該契約担当課に提出するものとする。

④　その他本方式の実施手続は、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」によるものとする。

⑭　本建設工事は、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を採用する。

⑮　快適トイレの設置　本建設工事は、施工現場付近に特記仕様書に記載の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

⑯　本建設工事は、当該工事において他の模範となるような働き方改革に関する取組みとして、若手（35歳以下）や女性技術者の登用など、担い手の確保に向けた取組みが図られている場合に、工事成績で加点評価する工事である。

⑰　本建設工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正を行うことができる試行工事である。

⑱　本建設工事は、施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取り組みを推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。工事契約後、受注者は、当該工事において、省人化等の生産性向上に資する取り組みを実施することができ、取り組みの履行及び効果が確認された場合、工事成績評定で優位に評価する。

本取り組みを実施する場合、施工計画書に、現場における生産性向上に資する施工手順の工夫や既存技術の効果的活用等を位置づけ、履行義務として取り扱うものとする。施工計画書には①取り組みの内容、②期待される効果等を明記するものとする。

⑲　本建設工事は、工程上一定の区切りと認められる時点で、主任技術者又は監理技術者（以下、「配置予定技術者」という。）の途中交代を認める試行工事である。

⑳　本建設工事は、資料検査時に必要な書類を限定する試行工事である。

㉑　本建設工事は、契約後、現地状況や労働者・資機材の厳しい確保状況等を踏まえ、受発注者間の協議により、見積を活用した積算により直接工事費及び間接工事費を設計変更の対象とできる試行工事である。

㉒　本建設工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionに基づき、ＩＣＴの全面的活用を図るため、受注者の提案・協議により、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について３次元データを活用するＩＣＴ活用工事の対象工事（施工者希望Ⅱ型）である。

受注者は、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合にＩＣＴ活用施工を行うことができる。

本建設工事におけるＩＣＴ活用施工は、河川土工において、①に示すＩＣＴ建設機械を用いた施工を行い、ＩＣＴを用いた３次元出来形管理等の施工管理を実施し、それらで得られた３次元データを納品することをいう。但し、砂防工事など施工現場の環境条件により、①ＩＣＴ建設機械による施工が困難となる場合は従来型建設機械による施工を実施してよい。

なお、ＩＣＴの活用にかかる費用については、設計変更の対象とし、詳細については特記仕様書によるものとする。

①　ＩＣＴ建設機械

・３次元ＭＣまたは３次元ＭＧ建設機械

なお、ＭＣとは「マシンコントロール」、ＭＧとは「マシンガイダンス」の略称である。

２　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　九州地方整備局における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）

また、設計業務委託契約の締結日までに、九州地方整備局（港湾空港関係を除く。）における土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者については、手続き開始の決定後、九州地方整備局長が別に定める手続きに基づき一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　九州地方整備局における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に、客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1,200点以上であること（上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。

⑸　平成17年度以降に完成した、元請けとして次に掲げる㋐㋑の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。（受注形態を明らかにするものとし、甲型共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型共同企業体の施工経験については、出資比率に関わらず各構成員が施工を行った分担工事の経験であること。）（新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた一時中止措置等を行ったものに限り、申請時点で完成していない工事も実績として申請できるものとする。）

㋐　護岸面積が7,000㎡以上の施工実績を有すること。

㋑　下記⑴～⑶に示す施工実績を有すること。

⑴　道路橋（Ａ活荷重又はＴＬ－20以上）または鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）。

⑵　橋梁形式がプレテンション方式のＰＣ橋。

⑶　架設工法が固定支保工以外の架設工法。

ただし、上位⑴～⑶は同一工事であること。なお、㋐㋑は別工事でも良い。

但し、共同企業体にあっては、構成員のいずれか１社が上記同種工事の実績を有すること。

なお、当該実績が地方整備局が発注した工事に係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書の評定点が65点未満のもの又は工事成績評定の通知を受けていないものを除く。

⑹　次に掲げるⓐからⓓまでのいずれかを満たす設計技術者を当該設計業務に配置できること。なお、設計技術者とは、管理技術者をいう。

ⓐ　技術士（総合技術監理部門：建設部門関連科目）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。

ⓑ　技術士（建設部門）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。

ⓒ　ＲＣＣＭの資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。

ⓓ　土木学会認定技術者（特別上級、上級又は１級）又は、博士（工学）。